

国の主な関連法令の状況

名称	国会提出	結果	備考
人権擁護法 (人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律)	平成14年 ※内閣提出	廃案 (平成15年) ※平成17年にも同様法案が廃案	○ 準司法権限を持った機関設置規定を含んでいたが、以下の理由等により廃案となった。 ・(特に報道機関への規制が)表現の自由の規制になる ・救済の対象となる人権侵害の対象があいまい
人権委員会設置法	平成24年 ※内閣提出	廃案 (平成24年)	・加害者とされた者の保護が不十分 ・人権委員会の権限が強すぎる 等
ヘイトスピーチ 解消法 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)	平成28年 ※議員立法	成立	○ 理念法であることが強調され、禁止規定、 具体の救済手続及び罰則規定は置かれていない。 (参考) 第190回国会平成28年4月19日 参議院法務委員会議録8号2頁 西田昌司参議院議員(自民)答弁
部落差別解消法 (部落差別の解消の推進に関する法律)	平成28年 ※議員立法	成立	「この法律(ヘイトスピーチ解消法)は、理念法という形で、禁止という形をとっておりません。 その一番大きなのは、要するに、憲法上の表現の自由の保障をしっかりとしなければならない、 これは、やっぱりどうしてもこれは一番守らなければならない、……」
ジェンダーアイデンティティ理解増進法 (性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)	令和5年 ※議員立法	成立	○ 与野党を含めた議員による共同提案・発議によるもの(議員立法)。

※ 本表は、自治実務セミナー2026年6月号 掲載「人権条例——たどってきた道となされてきた議論」を参考に、事務局において加工・編集したもの。

いわゆる「ヘイトスピーチ」について

1 定義（法務省 HP より）

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追いやられようとする危険を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれている（内閣府「人権擁護に関する世論調査（平成29年10月）」より）。

- (1) 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）
- (2) 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの（「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など）
- (3) 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

2 関係法令上の規定

- (1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）においては、いわゆる「ヘイトスピーチ」について、以下のように定義している。

「この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」（第2条）

- (2) 上記(1)の法律施行後に制定されたヘイトスピーチ規制を含む条例においては、上記定義を踏まえ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を規制しているものが多い。

【川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年12月16日制定）の例】

「(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。」

- (3) なお、本法律は、本邦外出身者に対する差別的言動を対象としており、例えば、外国政府等の国家機関に対する批判を内容とする言動は、本条に該当しないと解されている。

【出典】主に法務省 HP「ヘイトスピーチ、許さない。」の情報から抜粋し編集

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。※

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

※ 女性、こども、高齢者、障害者、部落差別（同和問題）等、各人権課題に対する取組については、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）で規定している。

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

（国民の責務）

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

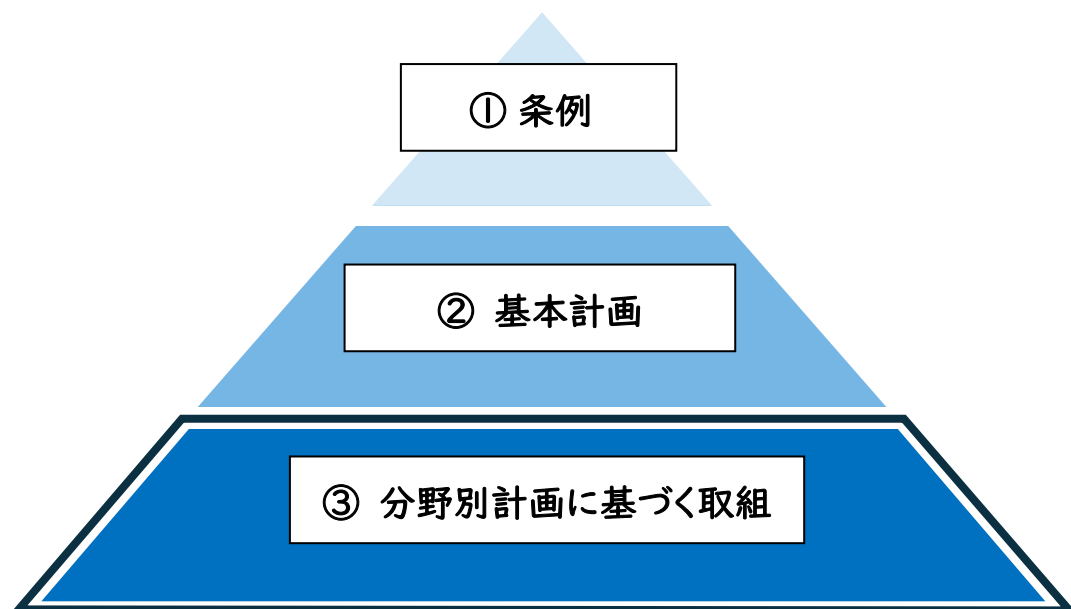
○ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（抄）

（国、事業主及び労働者の責務）

第30条の3 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「優越的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業主は、優越的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。
- 4 労働者は、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するよう努めなければならない。

人権尊重のまちづくり推進体系の一例（イメージ）



① 条 例

人権尊重のまちづくりを目指すことを明らかにし、基本理念、関係者の責務や施策の基本的な方向等を定めるとともに、その実効性を高めるため、計画の策定や公表、推進体制の整備等について定めるもの。

② 基本計画

条例の理念の実現に向け、個々の人権問題における現状・課題を整理し、課題解決に向けた全体的な基本方針や施策の体系を定めるとともに、個々の人権問題の解決に必要な取組等について定めるもの。

③ 分野別計画に基づく取組

特定の政策目標を実現するために、施策の方向性等について体系的にとりまとめたもの（個々の人権問題に対する取組を含む）。

（例）男女共同参画基本計画・こども計画・障がい者計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・教育振興基本計画 等

主な人権関係相談窓口

■区役所での人権相談

中央区役所 第1・3火曜日 午前9時～正午 電話:328-2610(中央区役所総務企画課)
東区役所 第1・3木曜日 午後1時～午後4時 電話:367-9121(東区役所総務企画課)
西区役所 第2・4水曜日 午後1時～午後4時 電話:329-1142(西区役所総務企画課)
南区役所 第2・4水曜日 午前9時～正午 電話:357-4112(南区役所総務企画課)
北区役所 第1・3木曜日 午前9時～正午 電話:272-1110(北区役所総務企画課)

※各区役所の総務企画課に事前の予約が必要。

※相談内容に応じ、労働問題・福祉等の専門機関や無料法律相談などの紹介も行う。

■法務局による人権相談

○みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

電話 0570-003-110 平日:8時30分から17時15分

○子どもの人権110番(全国共通通話料無料)

電話 0120-007-110 平日:8時30分から17時15分

○外国語人権相談ダイヤル

電話 0570-090-911 平日:9時から17時

○インターネット人権相談受付窓口

<http://www.jinken.go.jp>

■ふれあい文化センター職員による人権相談

電話:366-7310(中央区本荘4丁目6-6)

※ 上記以外にも、家庭等において生じる様々な課題に関する相談等について、それぞれの関係部署が対応している(市が行っている主なものにつき添付資料参照)。

[資料] 「令和7年度版(2025年度版)熊本市生活便利ブック」より抜粋

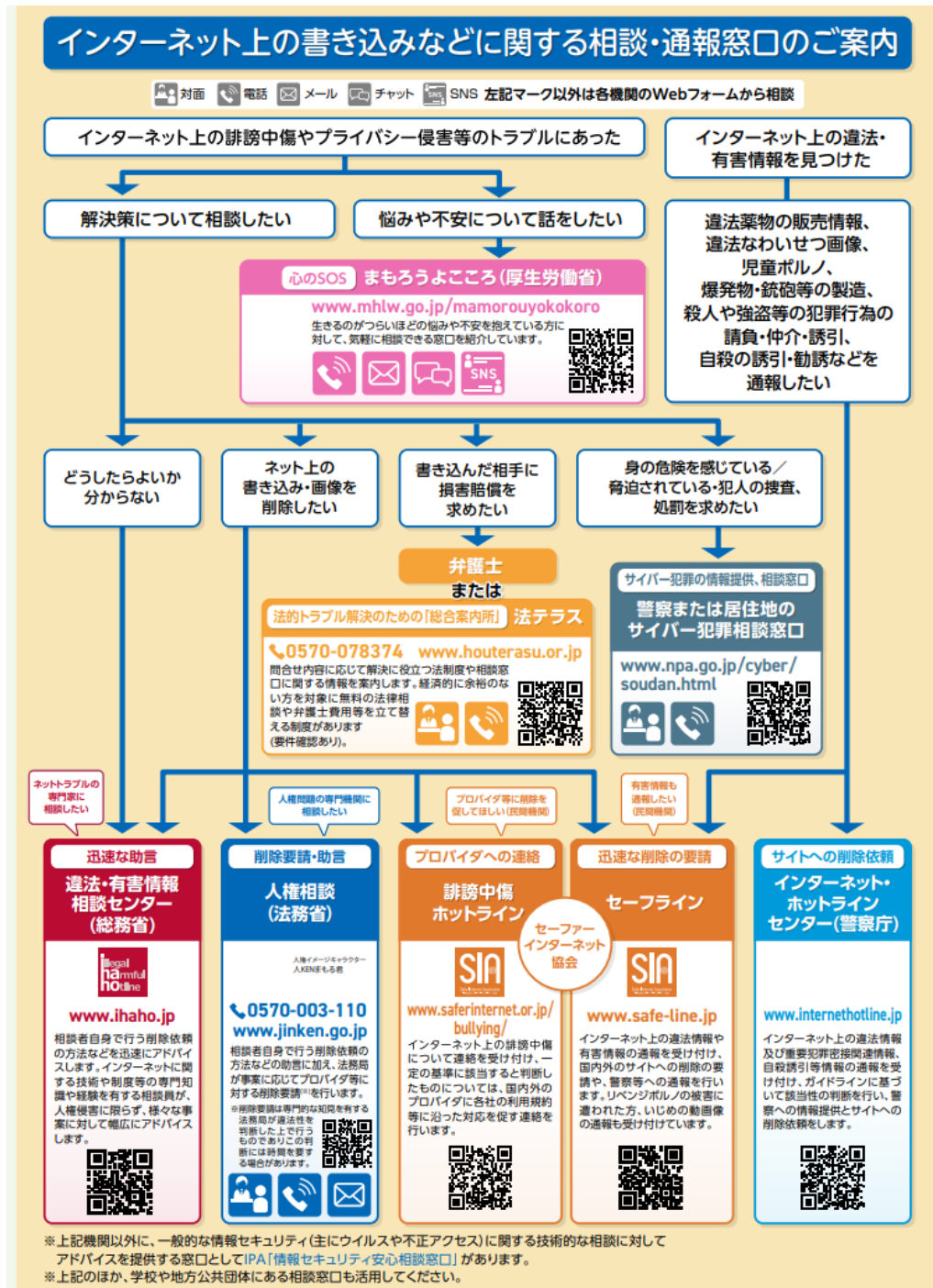
こころの健康相談	本人や家族のこころの健康に関する相談	月曜～金曜日 午前9時～午後4時 ※年末年始、祝日を除く ※来所相談は要予約	こころの健康センター ☎362-8100
ひきこもり相談	ひきこもりで悩む本人、家族などからの相談		ひきこもり支援センターりんく ☎366-2220
福祉総合相談	福祉に関する総合的なこと	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分	区役所 福祉課福祉相談班 (中央区は福祉相談支援センター ☎328-2301)
家庭・女性相談	困難な問題を抱える女性への支援などに関する相談		
生活困窮相談	生活困窮に関する相談	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分	区役所 福祉課福祉相談班 (中央区は福祉相談支援センター ☎328-2301) 生活自立支援センター (中央☎328-2795・東☎367-9233・南☎358-5571)
犯罪被害者等相談	犯罪被害者等への支援に関することなど	市役所の業務時間内	生活安全課☎328-2397
労働相談	労働、社会保険、年金、個別労働問題など	水曜日(祝日を除く) 午後2時～5時	雇用対策課 ☎328-2377
男女共同参画に関する相談	DV相談(弁護士) ※要予約 法律相談(弁護士) ※要予約	第2・3木曜日 午後1時～4時 第4木曜日 午後1時～4時	男女共同参画課相談室 予約専用電話☎352-2587 (平日 午前9時～午後4時)
DV電話相談	配偶者等からの暴力	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分	相談専用電話 ☎328-3322
妊娠に関する悩み相談	妊娠に関する悩み 妊産婦等生活援助事業 予期せぬ妊娠・出産、養育に関する悩み等	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 〈電話・メール相談〉24時間365日 〈来所相談〉要予約	こども家庭センター (区役所保健こども課地域健康班) にんしんSOS熊本 ☎080-9068-7528 ✉kumamotonyujin. soudanshen@ezweb.ne.jp
妊娠・不妊・性に関する相談	予期せぬ妊娠や不妊、性の悩みに関する相談(匿名相談可)	〈電話相談〉 午前8時半～午後5時15分 ※夜間・休日はにんしんSOS熊本と連携して対応 〈メール相談〉24時間受付 ※夜間・休日等は翌営業日の対応	妊娠内密相談センター ☎366-3060 ✉naimitsusoudan@city.kumamoto.lg.jp
妊娠・出産・育児に関する健康相談	妊娠期のからだのことや、出産・健診にかかるお金のこと、さまざまな育児支援サービスなど	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分	こども家庭センター (区役所保健こども課地域健康班)
母子父子相談	母子・父子・寡婦の方の子育てや生活、就労などに関する相談	火曜～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日 午前9時～午後5時	母子家庭等就業・自立支援センター ☎331-6737
熊本市若者・ヤングケアラー支援センター	【若者・ヤングケアラー相談】 おおむね18歳から39歳の若者、ヤングケアラーに関する相談 【居場所】 若者やヤングケアラーが安心して自由に過ごせる居場所を提供	〈電話・面接相談〉月～金曜日 午前9時～午後6時 ※祝日・年末年始を除く 〈メール・LINE相談〉24時間受付 ※夜間・休日等は翌平日に返信	【若者相談】 ☎243-5600 ✉wakamono-owl@aioros.ocn.ne.jp 【ヤングケアラー相談】 ☎243-1300 ✉young-owl@aioros.ocn.ne.jp
こどもホットライン	まわりの人から嫌なことをされている、いじめを受けているなど、自分自身のこと・家族のこと・友達のこと・学校のことに関するこどもの人権・権利について、相談員が相談をお受けします。	●電話相談:月～金曜日 午前10時～午後6時※祝日、年末年始を除く。 ●メール相談:24時間対応 ※土・日、祝日、年末年始の相談は、翌平日に返信。 ●チャット相談:24時間365日受付※連携協定を結んでいる「NPO法人あなたのいばしよ」の相談員が対応します。	こども専用 ☎0120-273-070(無料) おとなの方 ☎070-3367-9330 ✉kodomo Hotline@city.kumamoto.lg.jp チャット相談:こどもホットラインホームページより「NPO法人あなたのいばしよ」のサイトにアクセスできます https://talkme.jp/wellness/kumamoto_city

こどもに関する相談	18歳未満のこどもの養育、心身の障がい、虐待、非行などのこどもに関するさまざまな相談や里親の相談	<来所相談>月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く。 ※要予約	児童相談所 ☎366-8181
	育児に関する悩みや相談	区役所の業務時間	こども家庭センター (区役所保健こども課 健康増進班、地域健康班)
	児童虐待に関する相談の通告窓口		こども家庭センター (区役所保健こども課 児童支援班)
	18歳以下のこどもや家庭に関する相談	<電話相談> 24時間365日 <来所相談>月曜～金曜日 午前9時～午後6時 ※要予約 ※土・日、祝日、年末年始を除く。	児童家庭支援センター ☎227-6824
	育児・健康・栄養などの相談	午前9時～午後4時 (こども文化会館休館日は休み)	相談専用電話 ☎323-0783
	未就学児の育児に関する悩みや相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時	各子育て支援センター (35ページ参照)
教育行政相談	教育行政全般について	市役所の業務時間内	教育政策課 ☎328-2704 FAX 359-6951 ✉ kyouikuseisaku@city.kumamoto.lg.jp
教育相談	学校教育に関するあらゆる相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時 ※祝日、年末年始を除く	学校教育コンシェルジュ ☎362-7171 ✉ 7171con@city.kumamoto.kumamoto.jp
	発達や就学、いじめや不登校などの教育に関する来所相談 ※要予約	月曜～金曜日 午前9時半～午後3時45分 ※祝日、年末年始を除く	教育相談室 ☎362-7070

法律相談	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど ※電話による相談 ※1人20分まで ※相談員：弁護士	月曜・水曜・金曜日 (各曜日毎月4回まで) 午後1時～4時 ※年末年始、祝日を除く	予約専用電話☎234-7499 受付開始／相談日の2週間前の週の月曜日 (祝日の場合翌日) 受付時間／平日の午前8時半～午後5時 ※先着順、各8人
	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど ※電話または面接による相談 ※1人20分まで ※相談員：弁護士	火曜日(毎月4回まで) 午後1時～4時 ※年末年始、祝日を除く	予約専用電話☎325-0020 受付開始／相談日の2週間前の週の月曜日 (祝日の場合翌日) 受付時間／平日の午前9時～午後5時※8月13日～15日、年末年始を除く ※先着順、各8人
	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど ※面接による相談 ※1人30分まで ※相談員：弁護士	第2・4土曜日 午前9時～正午 ※祝日を除く	ふれあい文化センター ☎366-7310 受付開始／相談日の前の週の月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)ただし、5週目の土曜日がある月の翌月第2土曜日の受付開始は相談日の前々週の月曜日 受付時間／日曜・祝日、年末年始を除く午前8時半～午後9時 ※先着順、各6人

出典 URL: https://www.city.kumamoto.jp/kiji00312989/3_12989_469868_up_ma2qd0e5.pdf

法務省人権擁護局 企画(公益財団法人人権教育啓発推進センター 制作)
令和7年度法務省委託「インターネット上の誹謗中傷 書き込み削除依頼の手引き」より抜粋



(出典 URL: <https://www.moj.go.jp/content/001458241.pdf>)

※ インターネット上の書き込み削除の手法としては、一般に①サイト運営者への削除依頼、②プロバイダ等への削除依頼、③裁判所を通じた削除の仮処分手続き、がある。